

相談

よろず相談

とき 7月21日(水)午後1時～午後3時
 ところ 役場3階会議室3
 相談員 行政相談委員・人権擁護委員
 問合せ 総務課総務係 ☎28・6003
 福祉課福祉係 ☎28・0912

消費生活相談

とき ①7月7日(水)、②7月21日(水)
 いずれも午後1時～午後3時
 ところ 役場3階会議室3
 相談員 消費生活相談員
 問合せ まちづくり推進課まちづくり推進係
 ☎28・0944

心配ごと相談

とき 7月20日(火)午後1時30分～午後3時
 ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
 相談員 民生児童委員
 問合せ 社会福祉協議会 ☎29・0002

法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎月開催しています。事前の予約(先着順)が必要です。予約状況により来月以降の申込みとなります。
 とき 7月21日(水)
 午後3時～午後5時(1人30分程度)
 ところ 役場3階会議室4
 対象者 町内に在住か在勤の方(相談時間は1人30分程度、1人2回まで)
 予約方法 前日までに電話が役場3階12番窓口でお申し込みください。
 問合せ 総務課総務係 ☎28・6003

いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
 受付時間 毎月10日
 午前8時～翌日の午前8時
 ☎0120・783・556
 「名古屋いのちの電話」(通話有料)
 受付時間 24時間いつでも
 ☎052・931・4343
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

身体障がい者等相談

とき 7月13日(火)
 午前10時～午前11時30分
 ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
 ☎39・0776(電話相談可)
 相談員 身体障害者相談員 知的障害者相談員
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

障がい者就業相談(要予約)

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
 午前8時30分～午後5時15分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

母子家庭自立支援・就業相談

とき 7月13日(火)
 午前10時～午後3時30分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 愛知県母子自立支援員
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

女性相談(要予約)

とき 7月15日(木)
 午前10時～午後3時30分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 愛知県女性相談員
 問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

ごみはそれぞれが責任を持ってルールを守って処理し、ごみ減量・リサイクルの推進に努めてください。



Info 小型充電式電池・モバイルバッテリーの排出

小型充電式電池やモバイルバッテリーをごみや資源の収集に出すと、ごみ収集車や工場で大変な原因となります。下記のマークがついた電池などが目印です。ごみや資源に出さずに、お近くの回収拠点(電気店など)にお持ち込みください。

回収拠点は一般社団法人JBRRCのホームページで検索できます。

▼問合せ 住民課環境保全係

☎28・0916

Info 生ごみの臭い対策

生ごみの臭いは「腐敗」が原因で発生します。腐敗は「水分」と「高い気温」が進むため、水切りと温度対策が効果的です。生ごみは、水切りの徹底や捨てるときのひと工夫で腐敗を防ぐことができます。家庭でできる生ごみの臭い対策をご紹介します。

○水切りネットなどを使って、捨てる前に水をよく絞る。

○新聞紙などの上に置き、水分を乾かす。エアコンの室外機の風に当てるのも効果的です。

○濡らさずに調理できる食材(たまねぎの皮、きのこのへた、かぼちゃのわたなど)は、なるべく濡らさない。

○新聞紙やチラシに包み、ビニールに入れて冷凍する。魚の内臓など、腐りやす

い生ごみに特に効果的です。

○重曹を直接ふりかけることで、水分が吸着されます。

○お茶やコーヒーの出がらしを乾燥させて生ごみに混ぜると、臭いを軽減します。

▼問合せ 住民課環境保全係

☎28・0916

Info 年に一度は健診を

特定健康診査

40～74歳の方は「特定健康診査(特定健診)」の受診対象者となっています。

国民健康保険に加入の方で対象となる方には、すでに6月下旬にご案内と受診券を郵送しています。検診料は無料です。指定医療機関での個別健診か保健センターでの集団健診のいずれかを選び、予約してください。日時など、詳しくは広報6月号と同時に配付した「健診ガイド」をご覧ください。

国民健康保険以外の公的医療保険に加

入の方は、加入している公的医療保険の指定する健診医療機関で特定健診を受診してください。詳しくは加入している公的医療保険にお問い合わせください。

その他の健康診査

30歳～39歳の方は保健センターにおいて「成人健診」を受診できます。日時など、詳しくは13ページをご覧ください。

75歳以上の方と、65歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方は「後期高齢者健診」を受診できます。対象となる方には、8月中旬にご案内と受診券を郵送します。

お手元を受診券が届きましたら、指定医療機関での個別健診か保健センターでの集団健診のいずれかを選び、予約してください。

受診される方へお願い
 健診受診時は感染症拡大防止のためマスク着用等のご協力をお願いします。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係
 ☎28・0917

保健センター ☎28・3150